

甲斐市議会総務教育常任委員会会議録

1. 開催日時 令和2年3月6日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（6名）

委員長	滝川美幸君	副委員長	金丸幸司君
	秋山照雄君		赤澤厚君
	松井豊君		有泉庸一郎君

欠席委員（1名）

小浦宗光君

傍聴議員（11名）

議長	清水正二君		加藤敬徳君
	清水和弘君		横山洋介君
	小澤重則君		斉藤芳夫君
	長谷部集君		山本英俊君
	内藤久歳君		藤原正夫君
	保坂芳子君		

説明のため出席した者の職氏名

企画政策部長	小田切 聡 君	総務部長	望月映樹君
市民部長	剣持豊彦君	生活環境部長	石合雅史君
教育部長	樋口 充 君	秘書政策課長	丸山英資君
企画財政課長	山田 洋 君	総務課長	小澤 明 君
人事課長	高鳥 悟 君	防災危機管理課長	白神忠広君
市民窓口課長	小池清美君	市民活動支援課長	小林一三君

教育総務課長	加藤文雄君	学校教育課長	輿石信君
敷島・双葉 学校給食 センター所長	早川英彦君	生涯学習文化 課長	飯沼秀司君
図書館長	保坂和也君	総合政策係長	大木康君
財政係長	堤貞治君	総務係長	小宮山厚君
管理係長	久保田浩君	情報政策係長	有泉正恵君
人事係長	瀧波秀彰君	給与係長	早川要子君
防災減災係長	酒井厚志君	消防防犯係長	樋川浩一君
届出窓口係長	山田久美君	証明窓口係長	柳本浩子君
市民生活係長	日本修君	施設係長	徳井雄一君
学事係長	窪田美世君	保健給食係長	荻原実香君
文化財係長	大寫正之君	図書館 総務係長	海野元巳君

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 本田泰司 書記 輿石文明

審査内容

1 条例等審査

- 議案第 2 号 辺地に係る総合整備計画の承認を求める件
- 議案第 3 号 甲斐市印鑑条例の一部改正の件
- 議案第 2 2 号 甲斐市歴史民俗資料館条例の一部改正の件
- 議案第 8 号 甲斐市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正の件
- 議案第 4 号 甲斐市固定資産評価審査委員会条例の一部改正の件
- 議案第 7 号 甲斐市手数料条例の一部改正の件
- 議案第 5 号 甲斐市職員給与条例の一部改正の件
- 議案第 6 号 甲斐市職員等の旅費に関する条例の一部改正の件
- 議案第 1 9 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定の件
- 議案第 2 0 号 甲斐市職員の育児休業等に関する条例の一部改正の件

2 補正予算審査

議案第 9号 令和元年度甲斐市一般会計補正予算（第7号）

議案第13号 令和元年度甲斐市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）

3 その他

開会 午前 9時00分

○書記（輿石文明君） それでは、ただいまから総務教育常任委員会を始めさせていただきます。

本日の委員会は、初めに副委員長より挨拶をいただきまして、副委員長の進行により議事を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、金丸副委員長、挨拶をお願いいたします。

○副委員長（金丸幸司君） 改めまして、おはようございます。

連日のご参集、大変お疲れさまです。

本日は、滝川委員長に代わりまして、私が進行をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、本日は、定例会初日に付託されました議案の審査になりますので、議事がスムーズに進行できますよう皆様方のご協力をお願いいたしまして、簡単ではありますが挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は6名です。

定足数に達しておりますので、これより総務教育常任委員会を開会いたします。

なお、小浦委員は欠席の連絡がありましたので、報告します。

○副委員長（金丸幸司君） 本日の会議を開きます。

本日の委員会は、今定例会初日に付託されました議案の審査を行います。

審査については、一問一答方式で簡潔に質問され、また、市当局の答弁も分かりやすく説明していただきたいと思います。

なお、本日は委員外議員の傍聴を許可しますので、ご承知おきください。

質疑は、委員の質疑を受けた後に傍聴議員の質疑を受けたいと思います。傍聴議員の質疑は、さきの申合せのとおり、会派の割当て人数により行います。

念のために人数を申し上げます。創政甲斐クラブ2人、新政会1人、進和会1人、公明党1人、甲斐市民クラブ1人、颯新クラブ1人、日本共産党甲斐市議団1人となります。

審査に入る前にお諮りいたします。本日は円滑な審査を行うため、お手元に配付した議案

審査日程により審査を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（金丸幸司君） ご異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは、初めに条例等審査を行います。

議案第2号 辺地に係る総合整備計画の承認を求める件を議題といたします。

当局より説明をお願いいたします。

丸山秘書政策課長。

○秘書政策課長（丸山英資君） 改めまして、おはようございます。

秘書政策課から、議案第2号 辺地に係る総合整備計画の承認を求める件についてご説明いたします。

議案書の1ページをお開きください。議会資料につきましては、1ページから3ページとなります。

これまで、総務教育常任委員会におきましてご説明申し上げておりますが、本計画につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づきまして、福沢辺地に係ります総合整備計画を別紙のとおり定めましたので、同法第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由につきましては、福沢辺地における公共的施設の総合整備を行うに当たり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律により、辺地対策事業債の適用を受けるため、総合整備計画の議決を得る必要があります。これが、今案件を提案する理由でございます。

2ページ、3ページをお願いいたします。

総合整備計画についてご説明いたします。

山梨県甲斐市福沢辺地、辺地の人口は186人で、面積が8.73キロ平方メートルといたします。

1の辺地の概況につきましては、（1）辺地を構成する市または字の名称につきましては、下福沢、上福沢、神戸、下芦沢、上芦沢、亀沢（大明神）。（2）の地域の中心の位置につきましては、下福沢の44番地となります。（3）の辺地度の点数は、136点でございます。

次に、2の公共的施設の整備を必要とする事情につきましては、福沢辺地は、本市の中心から18.15キロメートル北の最端に位置し、標高700メートルから1,200メートルの山間地に9つの集落が散在しており、交通は狭隘で急坂な市道または林道を生活道路としております。

産業につきましては、農林業が主体でありまして、低迷する経済状況と地理的悪条件により生産性が低く、第1次産業就業人口の減少また人口の流出及び高齢化が進行しております。

この対策といたしまして、本市におきましては、農林業の生産性の向上策や豊かな自然資源のPRを行い、地域の活性化を推進するとともに、引き続き生活環境の整備を継続し、地域住民の生活・文化水準の向上を図る必要がございます。

本計画は、福沢辺地の幹線道路として、住民の生活に密着した使用頻度の高い市道小川線を改良するものでございます。本路線は、地域の拠点施設となっております清川地域ふれあい館への唯一の進入路であるが、現状の幅員につきましては4.6メートルから5メートルと狭く、市公用バスなど大型車両の通行に支障を来していることから、幅員を6メートルから7メートルに拡幅し、住民の安全確保と利便性向上を図る必要があります。

3番の公共的施設の整備計画につきましては、令和2年度から令和6年度までの5か年となります。表にございますとおり、施設名につきましては道路及び渡船施設、事業主体は甲斐市となります。事業費につきましては2,300万円。この財源内訳につきましては、一般財源として2,300万円であります。この一般財源のうち、辺地対策事業債の予定は2,300万であります。

別冊の議会資料の1ページをお開きください。

こちらには、議案と同様の内容を記載しておりまして、次に2ページをお願いいたします。

事業の内容につきましては、7、新たな辺地総合整備計画の(3)事業名を市道小川線道路改良事業といたしまして、延長110メートル、幅員6メートルから7メートルの改良を行います。この(4)事業費2,300万円が、先ほど説明いたしました財源の内容となります。

8、今後のスケジュールといたしまして、令和2年4月に県に計画書を提出いたしまして、山梨県において、措置計画を沿えて総務省へ提出をお願いするものであります。

以上で、議案第2号 辺地に係る総合整備計画の承認を求める件についてご説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○副委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

質疑ございますか。

有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） この辺地債を使つての総合整備計画というのは、新しく令和2年からやるんだけど、ここにも書いてあるように、平成27年度から令和元年度までの5か

年でもやっているわけですね。それ以前はなかったっけ。

○副委員長（金丸幸司君） 丸山課長。

○秘書政策課長（丸山英資君） 本事業につきましては、合併当初からございまして、この計画は5年ごとに定めることとなりますので、今年度新たな、来年度令和2年からの計画を定めるものであります。

以上です。

○副委員長（金丸幸司君） 有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） それで、今までの5年、今、合併からずっと5年ずつでやっているんだという話なんだけれども、実績としてはどうなんですか。何をやってきたか、ちょっと説明してもらえ。

○副委員長（金丸幸司君） 大木係長。

○総合政策係長（大木 康君） これまでの福沢辺地につきましては、市道小川線の道路舗装事業、あと平見城1号線の道路舗装事業、あと市道下芦沢線の道路改良事業。そのほか、緊急の用件といたしまして、下芦沢小川線の落石防止網の設置事業、これらを辺地の整備計画内で実施をしております。

以上でございます。

○副委員長（金丸幸司君） 有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） その整備をいろいろやってきているようだけれども、この前もちょっと聞いたような記憶があるんだけれども、これは住民の要望も多分入っているんだろうと思うけれども、主にどのようなもので、毎年5か年の中の計画というのは立てているんですか。

○副委員長（金丸幸司君） 丸山課長。

○秘書政策課長（丸山英資君） この問題につきましては、要するに、辺地債という有利な起債を、要するに、借りられる原因にするための計画書の策定でございまして、この辺地のエリアにつきましては、農林振興課または建設課のほうから各地区の要望等を踏まえる中で、秘書政策課のほうで取りまとめ、計画書を策定しているものです。

以上です。

○副委員長（金丸幸司君） ほかに質疑は。

有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） それで、今年度は、ふれあい館へ入る道路のところを拡幅するんだ

という、そういう要望があったわけですね。それでやるわけね。

○副委員長（金丸幸司君） 丸山課長。

○秘書政策課長（丸山英資君） おっしゃるとおりです。

○副委員長（金丸幸司君） ほかに質疑ございますか。

秋山委員。

○委員（秋山照雄君） この市道小川線、これ全長どのぐらいの路線ですか。

○副委員長（金丸幸司君） 丸山課長。

○秘書政策課長（丸山英資君） 大変申し訳ございません。ちょっと資料がなく、総延長は分かりませんが、一応、令和2年から令和6年度の工事延長を110メートルということになっております。あと、また改めて、全長、ご報告したいと思います。

○副委員長（金丸幸司君） 秋山委員。

○委員（秋山照雄君） そのうちの、この110メートルやるんだけれども、これからまだその先もやるとか、そういうことではなくて、とりあえずそこだけ、その延長する何キロかの路線のうちのここだけやって、まだほかにも、そこだけ6メートル、7メートルにして、そのほかはそのまま終わってしまうという路線ですか。

○副委員長（金丸幸司君） 丸山課長。

○秘書政策課長（丸山英資君） 現時点、要望出ているところがこの110メートルですので、この以降の延伸については、今現在は要望が出ておりません。

以上です。

○副委員長（金丸幸司君） ほかに質疑ございますか。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 大変、これ辺地債利用してやろうということは、この事業は大変いいことです。特に、ふれあい館は防災の拠点になっているんで、当然、災害があったときに入り口が狭くて、いろんな交通障害があるということは非常に危険なんで、大変これに対してはいい事業だと思います。

また、ただ、今後の辺地債ということで、特に清川辺りの道路、特に安寺線というかな、菅口のほうへ上っていく道とかさ、あの辺の道路なんかも、かなり危険なところがあるんだよね。そういったものを、5年計画、5年計画になっているんで、また当然、地域の要望等も当然あると思うんだけれども、そういったものも将来的に計画を持って、やっぱり住民が安全・安心に暮らせるということで、そういった道路の整備等も計画的にやってもらいたい。

これは、あくまでも要望ですけれども、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。要望です。

○副委員長（金丸幸司君） ほかに質疑ございますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） ちょっと参考に聞きたいんですが、敷島へ行っても、そこら辺まではなかなか行かないんですが、高齢化も進んでいて、産業的にはどんな状況なんですか。ちょっと参考に教えてもらいたいと思います。

○副委員長（金丸幸司君） 丸山課長。

○秘書政策課長（丸山英資君） 本エリアというのは、まさしく地形上の関係からも、農林業が主体となっております。先ほどご説明申し上げましたが、地理的な悪条件によりまして、生産性が低い中で、1次産業の就業人口の減少または人口が流出していることから、高齢化も進行しているという部分ですので、産業的には農林業が主体となっております。

以上です。

○副委員長（金丸幸司君） 松井委員。

○委員（松井 豊君） 十分想像できるんですけども、特産物的なものが、何かそういう外に出せるようなものがあるのかどうか、ちょっと。

○副委員長（金丸幸司君） 小田切部長。

○企画政策部長（小田切 聡君） お答えいたします。

特に北部の下芦沢地内では、シイタケを中心に今やっているところでございます。

以上でございます。

○副委員長（金丸幸司君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○副委員長（金丸幸司君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で議案第2号の質疑を終了いたします。

これより、議案第2号 辺地に係る総合整備計画の承認を求める件について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（金丸幸司君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終了いたします。

これより、議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（金丸幸司君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第2号を終わります。

ここで、先ほどの未回答のことについて、当局より答弁があります。

丸山課長。

○秘書政策課長（丸山英資君） 先ほど、秋山委員さんからご質問にありました、市道小川線の総延長につきましては、687.3メートルです。よろしく願いいたします。

○副委員長（金丸幸司君） 以上で議案第2号を終わります。

ここで、職員入替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時16分

再開 午前 9時17分

○副委員長（金丸幸司君） それでは、会議を再開いたします。

続いて、議案第3号 甲斐市印鑑条例の一部改正の件を議題といたします。

当局より説明をお願いいたします。

小池市民窓口課長。

○市民窓口課長（小池清美君） 改めまして、おはようございます。

市民窓口課から、議案第3号 甲斐市印鑑条例の一部改正の件につきましてご説明させていただきます。

甲斐市定例議会議案5ページをお願いします。

初めに提案理由でございますが、印鑑登録証明書につきましては、住民基本台帳法におきまして男女の別を記載することとされておりますが、総務省より、性同一性障害、性的指向、性自認に配慮して、男女の別を記載しない取扱いをしても差し支えない旨の通達があり、性的少数者への配慮のため、印鑑登録証明書の性別記載を削除する改正を行うものであります。

また、成年被後見人等の権利の制限に関わる措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関わる法律の制定に伴い、成年被後見人等に関わる欠格条項の規定を整備する必要があるため、所要の改正を行うものであります。

それでは、条例の改正につきまして、甲斐市定例市議会資料の新旧対照表でご説明させていただきますので、資料の4ページをお願いします。

第2条につきましては、登録資格について規定しております。第2条中、「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改めます。これにより、成年被後見人から印鑑の登録の申請を受けた場合におきましては、法定代理人が同行しており、かつ当該成年被後見人本人の意思による申請があるときは、当該成年被後見人は意思能力を有する者として、印鑑の登録の申請を受けることが可能となります。

次に、第5条につきましては、印鑑の登録について規定しております。第5条第2項第5号「男女の別」を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号、第8号を第7号とします。これにより、印鑑の登録事項から「男女の別」が削除されます。

次に、第13条は、印鑑登録証明書の交付について規定をしておりますが、第5条第2項で1号を繰り上げたため、「第5条第2項第3号から第7号まで」を「第5条第2項第3号から第6号まで」に改めます。

この条例につきましては、交付の日から施行します。ただし、第5条第2項及び第13条第3項の改正につきましては、令和2年4月1日からの施行とさせていただきます。

続きまして、印鑑条例の一部改正に伴う印鑑条例施行規則の一部改正につきましてご説明させていただきます。

資料の6ページをお願いします。

第1条規定で、印鑑条例施行規則第2条中につきまして、「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改めます。次に、第2条規定で、第4条につきまして「男女の別」を削り、様式第1号及び第6号中の性別を削除いたします。

この規則につきまして、交付の日から施行します。ただし、第2条規定につきましては、令和2年4月1日からの施行とさせていただきます。

以上が条例及び規則の改正の説明になります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○副委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（金丸幸司君） 質疑がなければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑ございますか。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 先ほどの説明で、意思能力のない者は、誰か代理人と一緒に行って登録をするという説明があったんですけども、それは常にそのことが必要条件としてあるということですか。

○副委員長（金丸幸司君） 小池課長。

○市民窓口課長（小池清美君） そのとおりでございます。

○副委員長（金丸幸司君） 質疑ございますか。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） ということは、非常にやるときには、その付添人というか、そういう人を、あれは皆個人があれですか、本人がその判断つかないか、誰がほしいかということは分らないじゃないですかね。その辺のところは、どういう形でその人をお願いするということになるんですか。

○副委員長（金丸幸司君） 小池課長。

○市民窓口課長（小池清美君） 成年被後見人の方につきましては、成年後見人さんがついていらっしゃいますので、成年後見人さんが同行し、本人と一緒に来た場合については、印鑑の登録をしても可能ですという改正でございます。

○副委員長（金丸幸司君） ほかに質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○副委員長（金丸幸司君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で議案第3号の質疑を終了いたします。

これより、議案第3号 甲斐市印鑑条例の一部改正の件について、討論、採決を行います。まず、本案に対する討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（金丸幸司君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終了いたします。

これより、議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（金丸幸司君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第3号を終わります。

ここで、職員入替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時24分

再開 午前 9時25分

○副委員長（金丸幸司君） それでは、会議を再開いたします。

続いて、議案第22号 甲斐市歴史民俗資料館条例の一部改正の件を議題といたします。

当局より説明をお願いいたします。

飯沼生涯学習文化課長。

○生涯学習文化課長（飯沼秀司君） お疲れさまでございます。

それでは、生涯学習文化課から、議案第22号 甲斐市歴史民俗資料館条例の一部改正の件についてご説明させていただきます。

議案集は89ページ、議会資料は75ページとなります。よろしく願いいたします。

それでは初めに、議案集89ページをお願いいたします。

89ページの下段の提案理由を御覧ください。

甲斐市竜王歴史民俗資料館を今年度末に閉館することに伴いまして、所要の改正を行う必要がございます。これがこの条例案を提出する理由でございますが、竜王歴史民俗資料館につきましては、昭和48年に山縣神社の境内に旧竜王町が建設をし、現在に至っておりますが、令和3年、来年9月に神社創建100周年を迎えるに当たりまして、山縣神社では境内の

整備を計画しておりまして、この資料館につきましては、移転してほしい旨の要望書が昨年提出されております。これを受けまして、来年度、建物の解体工事を行い、借用しております土地を山縣神社へ返却するため、今年度末で資料館を閉館するものでございます。

次に、条例の一部改正の内容につきましてご説明いたします。

議会資料の75ページ、新旧対照表をお願いいたします。

右側の旧（改正前）を御覧ください。

第2条の表のアンダーラインの部分、名称の「甲斐市竜王歴史民俗資料館」、位置の「甲斐市篠原190番地」を削ります。

なお、この条例は、令和2年4月1日から施行となります。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○副委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

質疑ございますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 中の資料といたしますか、文化財の移転先はどこになるのでしょうか。

○副委員長（金丸幸司君） 飯沼課長。

○生涯学習文化課長（飯沼秀司君） お答えいたします。

中の収蔵品につきましては、敷島の総合文化会館の隣にございます自然休養村管理センターを予定しております。

以上でございます。

○副委員長（金丸幸司君） ほかに質疑ございますか。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 今の関連なんだけれども、この前もちょっと、休養村センターの一部へちょっと保存してもらったらしいけれども、将来的にはどんなふうな考えでいるんですか。一時的にそこへ置くと思うんだけど、将来的に歴史民俗的なものを、どんなふうな考えがあるのかお聞きします。

○副委員長（金丸幸司君） 飯沼課長。

○生涯学習文化課長（飯沼秀司君） お答えいたします。

文化財保護法の改正がございまして、平成31年4月から、市町村における文化財保護活用地域計画の作成、また文化庁長官による認定が新たに制度化されております。これに伴い

まして、令和3年度から令和4年度にかけまして、甲斐市におきまして、この活用地域計画を策定する予定になっておりまして、この計画の中で今後の文化財の収蔵等の在り方について検討をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○副委員長（金丸幸司君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 将来的に、結局ここで、双葉にもあります、敷島にもあるんだよね、たしか。みんな旧町村に、みんなあるんだけど、いつだか意見も議員からも出ているけれども、やっぱり一括して、ある程度それなりの建物を建築して、そこでやっぱり甲斐市の歴史的な文化資料というのを、やっぱりやっていくほうがいいと思うんだよね。ばらばらで今、双葉にあったり敷島にあったりじゃなくて、せつかく、これは将来的なものになるんだけれども、将来的にはそんなふうな感じで、できれば進んでもらいたいと思うんだけど、その辺の見解はどうですか。

○副委員長（金丸幸司君） 飯沼課長。

○生涯学習文化課長（飯沼秀司君） お答えいたします。

県内を見ましても、そういった施設を1か所に集約をしている市町村もございますので、そういったところも研究しながら検討してみたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○副委員長（金丸幸司君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑ございますか。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） この資料の見学というか、そういうのって、例えば双葉の場合は、申し出て鍵を開けて見学するというようなことを聞いていましたけれども、今後については、そういった扱いと同じように、ここに休養村に保管するということなただけけれども、そんなことの中で運営はしていくということですか。

○副委員長（金丸幸司君） 飯沼課長。

○生涯学習文化課長（飯沼秀司君） 議員さんがおっしゃられましたとおり、現在は事前に予

約をしていただきまして、館のほうで見学をしていただく形になっておりますけれども、今後も引き続き、そのような対応をしたいと思っております。

以上でございます。

○副委員長（金丸幸司君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） それで、今、今度廃止するところの資料の点数というか、そんなものはどのぐらいある、あったんですか。

○副委員長（金丸幸司君） 大寫係長。

○文化財係長（大寫正之君） 竜王資料館内の資料ですけれども、現在185点収蔵をされております。

以上です。

○副委員長（金丸幸司君） ほかに質疑ございますか。

齊藤議員。

○議員（齊藤芳夫君） 要望があつてという話だったんですね。もともと古い建物で危険だということと、ほとんど使われないということと、いろんなことがあつて、100周年に向けての要望というふうに、それは神社からですか、あるいは神社のいろいろな会からですか。それと、いつ頃からそういう要望があつて今に至っているか、その辺を教えてください。

○副委員長（金丸幸司君） 飯沼課長。

○生涯学習文化課長（飯沼秀司君） お答えいたします。

神社からの要望につきましては、神社それから総代会の両方から、昨年2月に書面で要望書が提出をされております。それ以前につきましては、平成29年頃から、口頭では、将来的には移転をしてほしいというようなお話を伺っておりました。

以上でございます。

○副委員長（金丸幸司君） 齊藤議員。

○議員（齊藤芳夫君） 平成29年って、つい最近じゃんね。実は、もっと昔からあったんじゃないですか。

○副委員長（金丸幸司君） 大寫係長。

○文化財係長（大寫正之君） 先ほど課長からもご説明いたしましたけれども、書面では昨年の2月になります。その前につきましては、やはり口頭なんですけれども、29年です。それ、29年の前には、そういったお話はございませんです。

以上です。

○副委員長（金丸幸司君） ほかに質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○副委員長（金丸幸司君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で議案第22号の質疑を終了いたします。

これより、議案第22号 甲斐市歴史民俗資料館条例の一部改正の件について、討論、採決を行います。

まずは、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（金丸幸司君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終了いたします。

これより、議案第22号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（金丸幸司君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第22号を終わります。

ここで、職員入替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時35分

再開 午前 9時36分

○副委員長（金丸幸司君） それでは、会議を再開いたします。

続いて、議案第8号 甲斐市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正の件を議題といたします。

当局より説明をお願いいたします。

白神防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（白神忠広君） お疲れさまです。

防災危機管理課から、条例の一部改正につきましてご説明いたします。

議案の17ページ、市議会資料は26ページをお願いいたします。

議案第8号 甲斐市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正の件でございます。

これは、災害弔慰金の支給に関する法律の一部を改正する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令の一部改正に伴い、甲斐市災害弔慰金の支給に関する条例を一部改正する必要性が生じたため、この条例を提出するものであります。

国の改正内容は、償還金の支払猶予規定が法第13条に、収入や資産の状況についての報告、資料請求規定が法第16条に、市町村における合議制の機関を置くよう努めることが法第18条に追加されました。これによりまして、甲斐市災害弔慰金の支給に関する条例第15条第3項を一部改正するものでございます。

議会資料26ページの新旧対照表をお願いいたします。

第15条第3項の下線部、「法第13条第1項及び令第8条から第11条まで」の規定を「法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条」の規定に改正するものであります。

なお、法第18条の市町村における合議制の機関設置につきましては、今回の条例の一部改正に含めず、支給に関する審査審議におきましては、市の施行規則第7条で対応することにいたしております。

以上で、甲斐市災害弔慰金の支給等に関する条例一部改正案についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○副委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

質疑ございますか。

有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） 第8条とか第12条といろいろ出ているけれども、要約すると、簡単に言うと、どういうことなの。

○副委員長（金丸幸司君） 白神課長。

○防災危機管理課長（白神忠広君） すみません、非常に分かりづらくて申し訳ないですが、第13条というところで、償還金の支払猶予規定というのがあります。そして、収入や資産の状況についてを調査するとか、あるいは報告を求めるといったようなことが新たに

盛り込まれたというような形で、それを本市の条例のほうへ、ここを引用するよという規定の改正という形になってございます。

以上です。

○副委員長（金丸幸司君） 質疑ございますか。

有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） まだよく分からないんだけども。要するに、そうすることで、どういうメリットがあるわけ。

○副委員長（金丸幸司君） 白神課長。

○防災危機管理課長（白神忠広君） そうですね。先ほどの償還金の支払い猶予を新たに追加したんですけれども、この内容としましては、災害等が起こったときに、災害援護支援金の貸付けを受けた者が、期日に支払うことが著しく困難と認められたときは、猶予することができるよという規定です。

次の、報告等のところなんですけれども、償還金の支払い猶予または災害援護資金の償還未済額を免除するか否かの判断のために、貸付けを受けた者に収入や資産の状況についての報告を求めたり、あるいは資料の提供を求めることができるというような、救済措置のための条例の一部改正という形になってございます。

以上です。

○副委員長（金丸幸司君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（金丸幸司君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で議案第8号の質疑を終了いたします。

これより、議案第8号 甲斐市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正の件について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（金丸幸司君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終了いたします。

これより、議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（金丸幸司君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第8号を終わります。

ここで、職員入替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時42分

再開 午前 9時43分

○副委員長（金丸幸司君） それでは、会議を再開いたします。

続いて、議案第4号 甲斐市固定資産評価審査委員会条例の一部改正の件を議題といたします。

当局より説明をお願いいたします。

小澤総務課長。

○総務課長（小澤 明君） おはようございます。お疲れさまでございます。

総務課から、議案第4号 甲斐市固定資産評価審査委員会条例の一部改正の件につきましてご説明申し上げます。

議案につきましては7ページ、議会資料につきましては9ページをお願いいたします。

初めに、提案理由につきましては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律、いわゆるデジタル手続法が交付され、このうちの一部が12月16日から施行されたことから、所要の改正を行うものでございます。

デジタル手続法の改正につきましては、行政手続等における情報通信技術の利用に関する法律の一部改正、住民基本台帳法の一部改正、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正、行政手続における特定の個人を識別するための番

号の利用等に関する法律の一部改正、母子保健法の一部改正及び液化石油ガスの保全の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正の7つの法律をまとめた法律の一部改正が行われました。この中の、一番最初の行政手続等における情報通信技術の利用に関する法律の一部改正の中で、法律の題名を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に改めておりました。また併せて、情報システム整備計画等の規定を追加し、2条ずれたため、今回改めるものでございます。

議会資料の9ページの新旧対照表をお願いいたします。

第6条第2項中、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第3条第1項」を「第6条第1項」に改めまして、第10条第2号中「第4条第1項」を「第7条第1項」に改めるものであります。

施行日は、交付の日からとなっております。

以上、議案第4号 甲斐市固定資産評価審査委員会条例の一部改正の件につきましての説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○副委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

質疑ございますか。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○副委員長（金丸幸司君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で議案第4号の質疑を終了いたします。

これより、議案第4号 甲斐市固定資産評価審査委員会条例の一部改正の件について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（金丸幸司君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終了いたします。

これより、議案第4号を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（金丸幸司君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第4号を終わります。

続いて、議案第7号 甲斐市手数料条例の一部改正の件を議題といたします。

当局より説明をお願いいたします。

小澤総務課長。

○総務課長（小澤 明君） ありがとうございます。

引き続き、総務課から、議案第7号 甲斐市手数料条例の一部改正の件につきましてご説明申し上げます。

議案につきましては15ページ、議会資料につきましては25ページをお願いいたします。

初めに、提案理由につきましては、先ほどの議案第4号の固定資産評価審査委員会条例の一部改正と同じ理由でありまして、いわゆるデジタル手続法が交付され、このうちの一部が12月16日から施行されたことから、所要の改正を行うものでございます。

議会資料25ページをお願いいたします。

別表63の項中、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第4条第1項」を「第7条第1項」に改めるものであります。

施行日は、交付の日からとなっております。

以上、議案第7号 甲斐市手数料条例の一部改正の件についての説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○副委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑ございますか。

保坂議員。

○議員（保坂芳子君） 手数料の額というのは、別にデジタル手続法になっても変わらないということですよ。

○副委員長（金丸幸司君） 小澤課長。

○総務課長（小澤 明君） そのとおりでございます。

○副委員長（金丸幸司君） ほかに質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○副委員長（金丸幸司君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で議案第7号の質疑を終了いたします。

これより、議案第7号 甲斐市手数料条例の一部改正の件について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（金丸幸司君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終了します。

これより、議案第7号を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（金丸幸司君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第7号を終わります。

ここで、職員入替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時51分

再開 午前 9時52分

○副委員長（金丸幸司君） それでは、会議を再開いたします。

続いて、議案第5号 甲斐市職員給与条例の一部改正の件を議題といたします。

当局より説明をお願いいたします。

高鳥人事課長。

○人事課長（高鳥 悟君） お疲れさまでございます。

人事課から、今定例会に提出をいたします条例改正3件と条例制定1件につきまして、説明をさせていただきます。

議案の9ページ、議会資料の11ページをお願いいたします。議案の9ページ、資料の11ページでございます。

まず、今年度から2年間、国の内閣府、地方分権改革推進室に派遣しています職員に関する手当に関する条例改正になります。

甲斐市職員給与条例の一部改正の件ですが、給与の種類の中に、地域手当を追加いたします。地域手当は、勤務地の地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して支給される手当で、その対象地域や支給割合は、人事院規則において規定されております。

甲斐市は支給対象地域に規定されていないことから、本市給与条例には地域手当の規定がありませんでした。今年度職員を派遣しております内閣府は、東京都特別区に該当し、地域手当支給対象地域になることから、給与条例を改正し、地域手当を支給することとします。

また、国に職員を派遣する目的として、法律の立法等に携わることや、国と地方との連携を通して職員個人の資質向上を図り、甲斐市と国とのパイプ役となるような人脈づくりを期待するものであります。

なお、条例改正の適用期日を平成31年4月1日とし、今年度分を遡及適用することといたします。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○副委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

質疑ございますか。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） ちょっと確認で、今まではなかったということで、今までに内閣府とか、向こうへそうやって派遣した職員はいなかったと。

○副委員長（金丸幸司君） 高鳥課長。

○人事課長（高鳥 悟君） 今まで国等の派遣職員はございませんでした。

○副委員長（金丸幸司君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） また、何か前ちょっと聞いたら、今年度、本人の希望というか、ある
というのを募ったら本人が手を挙げて、内閣府へ行ったというような話なんだけれども、基
本的に、これはどうしても内閣府へ行くとか、甲斐市から出すとかという、山梨県から何人
とか、そういったあれがあるんですか。

○副委員長（金丸幸司君） 高鳥課長。

○人事課長（高鳥 悟君） 必ずということではなくて、こちらの派遣しております内閣府の
地方分権改革推進室というところは、地方の地方分権の施策ですとか、そういうところを提
案、地方から提案していただいて、それを立法化するような、そういう部署なんですけれど
も、全国の自治体から職員を派遣したり、また国の各省庁からそちらのほうに派遣されてい
る職員が集まって組織されている団体でして、山梨県からは毎年、毎年といいますが、1名
ずつ派遣をしているような状況で、今年、来年は甲斐市、昨年度までは山梨県から職員が派
遣されておりました。

○副委員長（金丸幸司君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 職員が、そういった内閣府、いろんなところへ行って勉強するという
のは大変いいことだけれども、そうはいつでも市の職員で、なかなか職員もいっぱいば
いば頑張っている、余っているわけじゃないから、その1名が行くというのは、現場のほう
は大変だと思うけれども、せっかく2年間行くということになって、やっぱりそれだけの、
市に、勉強していろんな面で将来的にプラスになるというようなことも期待をしているとい
うことですか、その目的は。

○副委員長（金丸幸司君） 高鳥課長。

○人事課長（高鳥 悟君） 職員を派遣する目的ですけれども、先ほども若干お話ししました
けれども、やはり派遣しているところが、そういった法律を立法するようなところ、提案す
るようなところでありまして、甲斐市におきましても、条例等を改めて制定するような内容
ですとか、そういった勉強をしたり、あとは、国の各省庁からのメンバーだったり、また各
地方公共団体から集められている人たちとの交流を通じて、そちらの情勢を参考にして、甲
斐市にいろんな新しい施策ですとか、そういったものを取り入れられるものではないかとい
うふうに考えています。

○副委員長（金丸幸司君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 大変、こうやって人材の向上というか、職員が向上するために、せっかくのチャンスだから、いいと思うんで、またそういったものは、今後帰ってきて、甲斐市のためになるようなことは我々も期待したいし、いろいろな面で、こういった事業はできるだけ積極的に、機会があったら、やっぱり職員を派遣して勉強させるのは大変いいことだと思うんで、今後もいろんな面で検討してもらえればありがたいと思います。よろしくお願ひします。

○副委員長（金丸幸司君） ほかに質疑ございますか。

秋山委員。

○委員（秋山照雄君） ここにある住居手当というのは、あくまでもアパートとかそういうのを借りた人に幾らという金額で出すと思うんだけど、この地域手当というのは、給料のほかに管理職手当とか扶養手当を足したものの20%というのが、ちょっとこれに、ちょっと納得できんというか、ちょっと理解できんのだけれども、その辺のあれは。

例えば、住居手当と同じように、幾らって物価に対するそういう、高いところへ住むからそういうものを出すということだと思うんだけど、その月額に対する20%内というのが、ちょっとそこ、どういふでそういうふうになったのか、ちょっと説明をお願いします。

○副委員長（金丸幸司君） 高鳥課長。

○人事課長（高鳥 悟君） 地域手当の支給割合ですけれども、そちらのほうは人事院規則の中で決められておりまして、1等級地から7級地まででしたか、各段階がありまして、一番高いのが東京都の特別区という、23区です、そちらが20%になっていまして、そこからずっと一番下は、3%までの幅があります。そちらの各地域の、そういった物価とかそういうところを国のほうで調べて、何%ということを決めておりまして、それは何年か一遍に見直しをされるような状況になっていまして、そういったところで、いろんな地域の実情に合わせた形で支給割合が決められているような状況です。

あと、給料にプラス扶養手当とかそういうのは、当然、生活給の中に扶養している人がいれば、そういうものもつけ加えて、物価とかそういうところを加味しながら支払うというところで、地域手当の算入根拠に、給料のほかに扶養手当だったりというのが算入されているということです。

○副委員長（金丸幸司君） ほかに質疑ございますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 参考に聞きたいんですが、甲斐市は該当していないということですが、

県内で該当するような自治体はあるのでしょうか。

○副委員長（金丸幸司君） 高鳥課長。

○人事課長（高鳥 悟君） 県内では、甲府市と、それと南アルプス市、この2つが支給対象地域になっていまして、甲府市は6%、南アルプス市は3%というふうになっております。

○副委員長（金丸幸司君） ほかに質疑ございますか。

有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） いずれにしても、ここにも書いてある民間の賃金水準を基礎として、こういうようなものを加える。こういうものから考えると、公務員というのは恵まれているんだなというような感じが、一般人からするとするんで、仕事だけはしっかりやっていただくように、よろしく願いいたします。

○副委員長（金丸幸司君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑ございますか。

保坂議員。

○議員（保坂芳子君） これ、行く職員によっても、かなり結果もいろいろ違ってくるのかなんて思うんですけども。例えば、若い人が行くのか、それとも係長クラスが行くのか、課長クラスが行くのかによって、例えばさっき目的の中に、人脈づくりとかなんかっていう話があったりなんかしたんですけども、どの程度までこの2年間でさせるというか、それは目的によって、かなり結果って変わってくるんだと思うんですよね。その辺はどの辺まで、戦略的に考えているのか、本当に考えているのかなど。その辺どうなんですか。

○副委員長（金丸幸司君） 高鳥課長。

○人事課長（高鳥 悟君） 派遣する職員の対象ですけれども、向こうの意向もありまして、役職というものの職員は行かず、係長になる前の若い職員を派遣させていただいて、研修という意味も含めまして派遣をさせていただいています。

あと、そういった目的の中に人脈づくりというのは、それは国に限らず、県に行っている職員もいますし、そういったところで、そこの組織の人たちとのつながりを持って自分の知識を上げたりと、あとは、先ほども言った、各団体の施策等を聞きながら甲斐市に取り入れられるものがあればというところで、そういったところの情報交換だったりというところの

人脈づくりということを考えています。

○副委員長（金丸幸司君） 保坂議員。

○議員（保坂芳子君） 今ちょっと聞いている範囲では、個人の資質向上とか、そういったことが長い目で見たときに、個人が行ったことによって、後々市にいい影響が与えられるだろうというような感じなんですよ。

だから、その辺のところは、例えば本当に、さっき横の、人脈といっても横の連携とかをいろいろ考えているのかなとありましたけれども、こういったものが本当に役に立つように、帰ってきてから報告とか、それから、こちらからもこういうことを学んでこいとか、やっぱりそういったことまできちっとやるということはできるんですか。やれるんだったらきちっとやって、報告なんかも、私たちにも何か、公表していい部分があれば、こういうことやってきましたみたいなものがあるといいかなと思ったんですけども、どうですか。

○副委員長（金丸幸司君） 高鳥課長。

○人事課長（高鳥 悟君） こういった派遣につきましては、様々な派遣場所がありまして、今年度も国のほかに県のほうにも行っていたりします。そういったいろんな部署で、特にここだからという重きを置いているところはなく、先ほど言ったように、その個人の資質向上だったり、いろんなところ、関係とのつながりだったりとかを、そういうところを重視しておりますので、特に研修というか派遣を終えて、その結果、そういったことを公表するというか、改めてお知らせするような機会を設けるような考えは、今のところありませんけれども、以前に特別にそういった災害派遣だったりとこのところ、陸前高田市に派遣したような職員は、帰ってきてからその報告会とかを開かせていただきましたけれども、通常の派遣につきましては、そのような考えは今のところございません。

○副委員長（金丸幸司君） ほかに質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○副委員長（金丸幸司君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で議案第5号の質疑を終了いたします。

これより、議案第5号 甲斐市職員給与条例の一部改正の件について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（金丸幸司君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終了いたします。

これより、議案第5号を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（金丸幸司君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第5号を終わります。

続いて、議案第6号 甲斐市職員等の旅費に関する条例の一部改正の件を議題といたします。

当局より説明をお願いいたします。

高鳥人事課長。

○人事課長（高鳥 悟君） ありがとうございます。

続きまして、甲斐市職員等の旅費に関する条例の一部改正の件につきまして説明いたします。

議案の11ページ、資料は19ページをお願いいたします。

これは、県外の在勤地に赴任する職員の移転に要する費用について、国家公務員等の旅費に関する法律の規定を準用し、移転料等を支給するものでございます。

旅費の種類の中に、移転料、着後手当、扶養親族移転料を追加いたします。これは、派遣等により住所または居所が移転する際の赴任旅費になります。着後手当は、新しい住居に居住する際の諸費用として、日当と宿泊料の5日分に相当する額を限度として支給するものでございます。扶養親族移転料は、赴任の際に扶養親族を伴う場合に、その人数や年齢により支給をするものです。

なお、条例改正の適用期日を平成31年4月1日とし、今年度分を遡及適用することといたします。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○副委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

質疑ございますか。

有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） 今回、この旅費に関するものを変えたという、この今まではなかったものを、要するに、変えて支給するわけですね。これ、理由は何ですか、主な理由。

○副委員長（金丸幸司君） 高鳥課長。

○人事課長（高鳥 悟君） こちらも派遣職員に関する関係で、旅費のほうに移転料等を改めて条例改正して入れさせていただく内容です。

旅費の条例等も国・県にありますけれども、甲斐市のほうは、そういった移転に関するという想定を最初にしていなかったということもあると思うんですけども、国だったり県だったり、ほかの団体には、こういった移転料等の規定がもともと入っている部分もあります。

そういったところを準用いたしまして、国の旅費の法律に倣いまして、そういったものを入れさせていただいて、これから派遣するような職員に対しましては、その引越し代ですか、そういうようなところの負担を軽減するために、移転料というようなところの手当といえますか、旅費の部分を今年度改めて入れさせていただくというものでございます。

○副委員長（金丸幸司君） 有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） そういうことにしたんだろうけれども、今までなかったものを、この時期に今回この改正をしてこういうようにするという、その意味合いというのは何ですか。

○副委員長（金丸幸司君） 高鳥課長。

○人事課長（高鳥 悟君） こちらは、今までそういった派遣に関して、特に普通の災害派遣は除いて、一般的な派遣で県外に派遣するというようなものはございませんでした。こちら、今回は国のほうに派遣するというのが、甲斐市になって初めてするものですから、そういった部分で、改めてこのタイミングで移転料というものを追加をお願いをさせていただくものでございます。

○副委員長（金丸幸司君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑ございますか。

長谷部議員。

○議員（長谷部 集君） この旅費もそうだし、終わってしまいましたけれども、さっきの件もそうなんですけれども、先ほど保坂議員のほうから、終わった後の報告をなんていう話があって、普通の派遣だからそういうことは考えていないという答弁があったんですけども、

これもそうなんですけれども、やっぱり、例えば広域なんかに派遣するような職員というのは、構成している市町村なんかで順番があったりして行かなきゃいけないから、やっぱり誰かを割り振るわけですよ。

でも、今回ののは、冒頭の課長の話では、特に決まっている順番でもないというような話になってくると、じゃ、なぜ甲斐市から送るんだというのと、やっぱり将来的にそれが甲斐市にとってメリットになるという判断の下、送るわけですよ。そうすると、送る職員というのは、向こうに行って、静かに仕事だけをこなしている職員よりも、やっぱり社交的であったりとか、いろんなものを吸収してくるような職員を送りたい。そうなってくると、やっぱりその結果というのは、どういうことをしてきたんだということを、やっぱり確認し合っただけかなきゃいけないと思うんですよ。やっぱり、これだけの、旅費にしてもそうですけれども、お金を余分に払うわけですから、やっぱりほかの広域とは区別をするべきだというふうに思いますけれども、その辺いかがですか。

○副委員長（金丸幸司君） 高鳥課長。

○人事課長（高鳥 悟君） 今、長谷部議員さんおっしゃられるように、この国の派遣につきましては、県内の中からどちらかの団体がというところで、甲斐市がお願いしますということで手を挙げたものですから、特別な派遣だというふうに我々も考えております。そんな中で、特にそういった国の中核であるような部署に職員を派遣して、その職員が甲斐市に帰ってきてからの活躍というのは、当然大いに期待しているところでございます。

そんな中で、その職員がやってきた向こうの仕事の内容を、報告していただいたり、それに対して成果はどんなものが自分の中であったかというのは、それは報告をしてもらうのは一理あるかと思えます。

そんな中で、そういった報告の関係については、もう1年ありますし、所々でその職員も帰ってきて、こういう状況だという状況報告は口頭ではいただいておりますけれども、最後に終了した時点で、そういった報告の、何らかしらの報告書といいますか、そういったものを出すかどうかは、ちょっと今後検討させていただきたいというふうに思います。

○副委員長（金丸幸司君） 長谷部議員。

○議員（長谷部 集君） ありがとうございます。ぜひ、そのようにお願いをしたいのと、やはり一人だけの勉強ではもったいないので、戻ってきた後、それをほかの職員にも共有できるようなこともまた考えていただければ。これ、要望で結構ですので、よろしく願います。

○副委員長（金丸幸司君） ほかに質疑ございますか。

保坂議員。

○議員（保坂芳子君） 今ちょっと代弁していただいて、ありがとうございました。

あと、今のこれ見ますと、条例を見ますと、家族、扶養親族のことが載っているんですが、これは家族で移転することということになっているんですか。単身でもいい。どういうふうなんですかね。

○副委員長（金丸幸司君） 高鳥課長。

○人事課長（高鳥 悟君） 特にどうしなさいという決めはありませんけれども、今現在行っている者は単身者ですので、単身で行っております。それが、例えば妻帯者で、扶養しなきゃならない、職員が扶養しなきゃならないような子供だったり配偶者だったりいた場合は、一緒に行っていただくことも可能であります。

○副委員長（金丸幸司君） ほかに質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○副委員長（金丸幸司君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で議案第6号の質疑を終了いたします。

これより、議案第6号 甲斐市職員等の旅費に関する条例の一部改正の件について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（金丸幸司君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終了いたします。

これより、議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（金丸幸司君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第6号を終わります。

続いて、議案第19号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定の件を議題といたします。

当局より説明をお願いいたします。

高鳥人事課長。

○人事課長（高鳥 悟君） ありがとうございます。

引き続きまして、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましてご説明いたします。

議案の79ページ、資料は27ページをお願いいたします。

会計年度任用職員制度に関します甲斐市全体の令規の中で、現行の甲斐市一般職非常勤職員等の任用勤務条件等に関する条例の規定を準用しているものや、「賃金」や「委嘱」等の文言を「報酬」や「任用」等に改めるものを一括して条例制定するものであります。

関係する条例等は、資料に記載のあります54件の一部改正と2件の廃止になります。

なお、この条例は、令和2年4月1日から施行するものであります。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○副委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

質疑ございますか。いいですか、質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○副委員長（金丸幸司君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で議案第19号の質疑を終了いたします。

これより、議案第19号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定の件について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（金丸幸司君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終了します。

これより、議案第19号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（金丸幸司君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第19号を終わります。

続いて、議案第20号 甲斐市職員の育児休業等に関する条例の一部改正の件を議題といたします。

当局より説明をお願いいたします。

高鳥人事課長。

○人事課長（高鳥 悟君） ありがとうございます。

引き続きまして、甲斐市職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきまして説明をいたします。

議案の83ページ、資料の62ページをお願いいたします。

職員の育児休業等につきましては、現在正規職員のみ適用となっておりますが、来年度からの会計年度任用職員制度の導入に伴い、国・県と同様の規定に基づき、市の条例等の改正を行い、会計年度任用職員におきましても育児休業等を適用することとするものであります。

主な改正内容は、正規、非正規職員を問わず、全ての職員が育児休業を取得することができることとなりますが、在職期間が1年未満の者や、子供が1歳6か月までの間に任期が終了する職員は、育児休業が取得できません。そのほかに、育児休業の期間や再度育児休業を取得できる特別な事情を規定したり、部分休業を取得できる要件等を規定するものであります。

なお、この条例改正は、令和2年4月1日から施行するものであります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○副委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

質疑ございますか。

有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） これは、あくまでも会計年度任用職員のための改正ということで、理解してよろしいんですね。

○副委員長（金丸幸司君） 高鳥課長。

○人事課長（高鳥 悟君） そのとおりでございます。会計年度任用職員の適用でございます。

○副委員長（金丸幸司君） ほかに質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○副委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑ございますか。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） さきほどの説明が、同一労働同一賃金ということができたんだけど、これは名前が基本的には任用職員に変わるということなんだけれども、これに変わることによって、人件費というか、相対的な部分で上がるとか、そういう要素はない。

○副委員長（金丸幸司君） 高鳥課長。

○人事課長（高鳥 悟君） 会計年度任用職員の経緯に関しましては、また予算委員会ほうで詳しく説明をさせていただきますけれども、年間の経費、1人当たりの経費は上がります。その職員が、実際に手にするお金のほうも、年間を通しては今と比べて上がるように設定をされております。

○副委員長（金丸幸司君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 予算審査のときに詳しく説明してもらおうと思うけれども、一応だから、同一労働同一賃金という観点から、一応条件というか、そういうものはよくなるという認識でいいんですか。

○副委員長（金丸幸司君） 高鳥課長。

○人事課長（高鳥 悟君） お給料の面はさておいて、そういった待遇面、そういった部分は、正職員とほぼ同じ待遇に改善されるというふうになります。

○副委員長（金丸幸司君） ほかに質疑ございますか。

横山議員。

○議員（横山洋介君） すみません、ちょっと分からないので教えてもらいたいですけれども、育児休業の期間の規定なんですけれども、配偶者と職員がそれぞれ育児休業するとか、こういうことというのは、会計年度ですから、恐らく1年更新ということですよ。だから、これがあり得る状況なのかどうかというのが、よく分からないんですけれども、基本はあり得ないのかなと思うんですけれども、そここのところ、どういう状況のことを書いているのか

教えてもらえればと思います。

○副委員長（金丸幸司君） 高鳥課長。

○人事課長（高鳥 悟君） 今、横山議員さんがおっしゃられていたのは、1年の任期の中でいる職員が、育児休業というのは、年齢が、子供さんが何歳までは取れますよとかということなんで、それを超えるんじゃないかというのは、そういうことのご質問でよろしいんじゃないかと思うんですけども、1年を超えても、その1年先に、またその職員が必要だっというふうに市のほうで判断をさせていただいて、更新をされることが予定された職員については、1年を超えても育児休業はそこまで取得できて、そこから育児休業が明ければ、また会計年度任用職員として復帰できますよという、そういう内容になっています。

○副委員長（金丸幸司君） ほかに質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○副委員長（金丸幸司君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で議案第20号の質疑を終了いたします。

これより、議案第20号 甲斐市職員の育児休業等に関する条例の一部改正の件について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（金丸幸司君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終了します。

これより、議案第20号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（金丸幸司君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第20号を終わります。

暫時休憩いたします。

10時40分から開始いたします。よろしくお願いいたします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時38分

○副委員長（金丸幸司君） それでは、会議を再開いたします。

続いて、補正予算審査を行います。

議案第9号 令和元年度甲斐市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

審査に入る前にお諮りいたします。審査は歳出から行い、説明は担当課ごとに説明を受け、質疑を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（金丸幸司君） それでは、そのようにいたします。

初めに、人事課より、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費について説明をお願いいたします。

高鳥人事課長。

○人事課長（高鳥 悟君） 引き続き、よろしくお願ひいたします。

補正予算につきましてご説明をさせていただきます。

補正予算説明書の12ページ、13ページをお願いいたします。

先ほどご説明をさせていただきました、派遣職員に関する手当等による増額の補正につきましてご説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、01総務管理関係職員費につきまして、84万7,000円の増額をお願いいたします。条例改正により、新たに地域手当を支給することとし、3節職員手当等におきまして、地域手当として給料の20%分と、期末勤勉手当の算出根拠に地域手当が算入されることから増額する分を合わせた80万5,000円及び、4節共済費におきましても、算出根拠に地域手当が算入されることから4万2,000円の、合計で84万7,000円が今年度分として増額補正をお願いするものであります。

次に、03人事管理事業につきまして、631万5,000円の減額をお願いいたします。これは、本年度人事給与システムの入替えを行い、契約に際しまして予算額との執行差金が生じたことにより、13節委託料につきまして699万5,000円の減額補正をお願いするものであります。

また、14節使用料及び賃借料につきましては、国への派遣職員の賃貸住宅の借り上げ料で、県外の在勤地へ派遣する職員の住居について、市が住宅を借り上げ、職員に貸与する規則を整備したことに伴い、賃貸住宅の借上げに関する今年度分の経費から、職員に支給した

住居手当を差し引いた68万円の増額補正をお願いするものであります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○副委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

質疑ございますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） すみません、ちょっと聞き落としがあったと思うので、委託料の内容をもう一度教えてください。

○副委員長（金丸幸司君） 高鳥課長。

○人事課長（高鳥 悟君） 委託料の減額分の補正でございますけれども、今年度、人事給与システムの入替えを行いまして、その契約の際に予算額との執行の差金が生じました。その内容が699万5,000円となりましたので、その分の減額補正をお願いしたいと思っております。

○副委員長（金丸幸司君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○副委員長（金丸幸司君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで、人事課関係の質疑を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時44分

○副委員長（金丸幸司君） それでは、会議を再開いたします。

続いて、総務課より、2款総務費、1項総務管理費、6目情報管理費及び繰越明許費について説明をお願いします。

小澤総務課長。

○総務課長（小澤 明君） お疲れさまでございます。

それでは、総務課の3月の補正予算につきましてご説明申し上げます。

補正予算説明書の12、13ページをお願いいたします。

初めに、2款総務費、1項総務管理費、6目情報管理費につきましては、補正前の額が2億3,234万4,000円から907万6,000円の減額をお願いし、2億2,326万8,000円とするものでございます。

財源内訳につきましては、一般財源から社会保障・税番号制度システム整備費補助金、システム改修事業補助金、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の合計299万1,000円を国県支出金へ財源更正するものであり、02情報系システム運営事業759万2,000円、業務系システム運営事業148万4,000円をそれぞれ減額補正するものでございます。

内容につきましてご説明申し上げます。

02情報系システム運営事業につきましては、本年度入札を行いました情報系端末の250台分のリース料及び情報系サーバ用ソフトウェアの購入経費が確定したことに伴い、減額補正をお願いするものであります。

03業務系システム運営事業につきましては、国の補助額の確定に伴う財源更正及び、本年度入札を行いました住民基本台帳ネットワークシステム更新に係る機器の購入経費が確定したことに伴い、減額補正をお願いするものでございます。

なお、補助金の内訳でございますが、社会保障・税番号制度システム整備費補助金につきましては、児童扶養システム改修による母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金、健康管理母子保健福祉登録による母子保健衛生費国庫補助金、標準レイアウトの対応による介護保険事業費補助金でありまして、補助率はいずれも3分の2となっております。システム改修事業補助金につきましては、介護ワストップサービスによる介護保険事業費補助金でありまして、補助率2分の1でございます。このほか、進学準備金創設に伴うマイナンバー情報関連システム改修等による生活困窮者就労準備支援事業費等補助金、補助率2分の1となっており、これらのシステム改修に要する経費について、国の補助額確定に伴い財源更正を行うものでございます。

次に、議案書につきましては26ページ、補正予算説明書につきましては28ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費の市有財産維持管理事業につきまして、209万円の繰越しをお願いするものであります。財源は、全額その他雑入でありまして、県

からの物件補償費であります。

内容といたしましては、9月補正予算におきましてお願いをいたしました。が、県道田富町敷島線の道路整備に伴い、市所有の元古村区公会堂用地の一部が道路用地となるため、物件の撤去経費を予算計上いたしております。

市は、都市計画課が担当となりますが、代替地を希望してございまして、県において代替地提供者との用地交渉を進めてございまして、想定以上の日数を要してございまして。県では、土地売買と物件補償を同時期に契約することを原則としていることから、建物等の解体撤去工事に着手することができず、本年度の予算執行が困難となったため、繰越明許をお願いするものであります。

以上で3月補正予算の説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○副委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

質疑ございますか。

有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） 先ほどの人事課のほうの一般管理費でもそうだったんだけど、今回の情報管理の、要するに、システムの入札差金というのが今回は結構出ているようだけれども、皆さんのご努力でこういうことになっているんだろうけれども、主な要因というのは、お勉強したせいでこういうことになったんですか。どういう。

○副委員長（金丸幸司君） 小澤課長。

○総務課長（小澤 明君） 入札の結果になりますので、当初予算計上には、当然見積りを取った金額で予算のほうを計上しているんですけども、入札した結果、この金額になったということで、今回減額をさせていただいているところでございます。

○副委員長（金丸幸司君） ほかに質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○副委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（金丸幸司君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで、総務課関係の質疑を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前10時51分

再開 午前10時52分

○副委員長（金丸幸司君） それでは、会議を再開いたします。

続いて、防災危機管理課より、9款消防費、1項消防費及び繰越明許費について説明をお願いいたします。

白神防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（白神忠広君） お疲れさまです。

防災危機管理課より、補正予算についてご説明をさせていただきます。

補正予算説明書の20ページ、21ページをお願いいたします。

9款消防費、1項消防費、4目水防費の補正予算につきましてご説明申し上げます。

01水防対策事業費につきまして、31万1,000円を増額する補正をお願いするものでございます。これは、台風19号における水防対策に伴います消防団の出動費用でありまして、当初予算で見込んでおりました出動人員360人に対しまして、出動人員実績が516人であり、不足となる156人分の費用弁償額の補正をお願いするものであります。

次に、繰越明許費についてであります。

補正予算説明書の28ページをお願いいたします。繰越明許費の資料の下2段であります。

まず、9款消防費、1項消防費、3目消防施設費、03消防施設整備費の工事請負費81万1,000円ではありますが、県道田富町敷島線の街路工事に伴いまして、撤去となる火の見やぐらの代替施設となります消防ホース乾燥塔の建築工事費です。市の所有地が事業用地となっており、県において代替地提供者との用地交渉を進めているところでありますが、日数を要しておること、また土地売買契約と物件保証契約を同時期に締結することが原則であることにより、建築工事に着手することができず、本年度内での予算執行が困難となったためであります。

次に、9款消防費、1項消防費、5目災害対策費、02防災無線施設維持管理費の工事請負費297万円ではありますが、同じく県道田富町敷島線の街路工事に伴いまして、移設が必要

となっております古村地区の防災行政無線子局の移設工事費であります。本年度内での予算執行が困難な理由は、先ほどの消防ホース乾燥塔の建築工事費と同様でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○副委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

質疑ございますか。よろしいですか。

[発言する者なし]

○副委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑ございますか。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 先ほどの水防費の中で、消防団が156人多く出たということなんだけれども、その各分団の出動状況というのは、どんな具合になっているかな。

○副委員長（金丸幸司君） 酒井係長。

○防災減災係長（酒井厚志君） 台風19号の消防団の出動状況についてですけれども、竜王分団が、警戒巡視、10月10日、11日で合計59人、敷島分団が33人、双葉分団が1人。台風が通過しました12、13の水害対応を行っていただいたのが、竜王分団で249人、敷島分団で97人、双葉分団で77人で、4日間で合計516人となっております。

以上です。

○副委員長（金丸幸司君） ほかに質疑ございますか。

[発言する者なし]

○副委員長（金丸幸司君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで、防災危機管理課関係の質疑を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前10時57分

再開 午前10時58分

○副委員長（金丸幸司君） それでは、会議を再開いたします。

続いて、市民窓口課より、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費について説明をお願いします。

小池市民窓口課長。

○市民窓口課長（小池清美君） お疲れさまでございます。

市民窓口課の補正予算について説明させていただきます。

補正予算説明書の12ページ、13ページをお願いします。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、10住基印鑑登録事務費の19節の負担金、補助及び交付金につきまして、646万9,000円の増額補正をお願いするもので、財源につきましては、全額国庫補助金でございます。

内容は、マイナンバーカードの作成、発送等を委託しております地方公共団体情報システム機構に対する交付金でございます。これは、令和元年12月13日に、マイナンバー制度に関わる政府の補正予算案が閣議決定されたことに伴いまして、地方公共団体情報システム機構において、交付金上限見込額を住民基本台帳人口により案分をし、再算定された結果、本市においては646万9,000円の不足が生じたため、増額補正をお願いするものでございます。補正後の交付金見込額の総額は、1,946万9,000円となります。

次に、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、12証明事務費につきまして、13節の委託料19万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。補正後の委託料は、122万5,000円でございます。

これは、甲斐市印鑑条例の一部改正により、印鑑登録証明書の性別欄削除に伴い、コンビニ交付における印鑑登録証明書の性別非表示対応のシステム改修で、財源はその他財源、証明手数料でございます。

それに伴いまして、12証明事務費の増額補正に伴い、財源をその他財源の証明手数料19万3,000円充てていることから、財源更正をさせていただきます。01戸籍住民関係職員費に充てているその他財源の証明手数料を19万3,000円減額し、一般財源を増額するものでございます。

以上が市民窓口課の補正予算の内容でございます。ご審議をよろしくをお願いします。

○副委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

質疑ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑ございますか。

横山議員。

○議員（横山洋介君） すみません、印鑑登録の事務費のほうなんですけれども、国からの減額かな、補助金だからあれなんですけれども、今までの従来型のタイプのと、今度コンビニになったこのタイプで、システム改修って、逆にコストが今回はこういう、国のこういうので改正しなさいってなったときに、安くなったんですか、高くなったんですか。

○副委員長（金丸幸司君） 比較できなかつたら、比較できないで。また後で、調べて後で。

○市民窓口課長（小池清美君） 申し訳ないです。調べて、また後で回答させていただきます。

○副委員長（金丸幸司君） ほかに質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○副委員長（金丸幸司君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで、市民窓口課関係の質疑を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時05分

○副委員長（金丸幸司君） それでは、会議を再開いたします。

続いて、市民活動支援課より、2款総務費、1項総務管理費、12目市民活動費及び4款衛生費、2項環境衛生費、3目やすらぎ聖苑管理費について説明をお願いします。

小林市民活動支援課長。

○市民活動支援課長（小林一三君） お疲れさまです。

それでは、市民活動支援課の3月補正予算について説明をさせていただきます。

補正予算説明書の12ページ、13ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、12目市民活動費の補正予算につきましてご説明申し上げます。

02市民温泉等維持管理事業につきまして、補正前の額9,189万円に補正額102万円を増額

し、補正後の額9,291万円とする補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、昨年6月検針分から、竜王地区、双葉地区の上水道料金が改定され、百楽泉及びかまなしの湯の水道使用料金が増額しております。指定管理の協定書において、物価水準の変動や不可抗力の発生などに起因して費用が増加した場合には、指定管理者と市が協議を行い、指定管理者に起因しないものと判断ができる場合は、市が負担するものと定められており、水道料の料金改定に伴う差額分の経費について補填するため、増額補正をお願いするものであります。

続きまして、補正予算説明書の16ページ、17ページをお願いいたします。

4款衛生費、2項環境衛生費、3目やすらぎ聖苑管理費の補正予算につきましてご説明申し上げます。

補正前の額4,603万1,000円から457万8,000円を減額し、補正後の額4,145万3,000円とする補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、やすらぎ聖苑の施設運営管理業務委託について、入札執行の結果、当初予算額1,798万5,000円に対し、今年度の業務委託契約額1,340万7,000円となり、不用額457万8,000円を減額するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○副委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑ございますか。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 先ほどの市民温泉の維持管理費の中で、水道料が上がったということなんだけれども、釜レクと、それから双葉ということになると思うんだけれども、その内訳というのは、どんな具合ですか。

○副委員長（金丸幸司君） 小林課長。

○市民活動支援課長（小林一三君） 102万円の内訳としまして、百楽泉が66万6,000円、釜レクのほうが35万4,000円で、合計102万円という内容でございます。

○副委員長（金丸幸司君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） ということは、ふだんの使用料というのは、こんだけ、約半分だ、2分1だよ、双葉のほうが。えっと、どっちが多かったんだっけ。

〔「双葉のほうが多いです」と呼ぶ者あり〕

○議員（内藤久歳君） 双葉のほうが多いのか。ということは、通常の使用料金も、これに応じて、比例して、こっちのほうが多かったということでいいですよ、そういうことでしょうか。

○副委員長（金丸幸司君） 小林課長。

○市民活動支援課長（小林一三君） 年間の給水量ですが、百楽泉につきましては約2万4,000立方ほど使っておりまして、釜レクのほうが年間約1万3,000立方ということで、やはりですが、浴槽面積とか浴室面積、そういったことで、釜レクよりも百楽泉のほうが多いということと、それに比例しまして、年間の利用者数も、釜レクよりも百楽泉のほうが2万人ほどちょっと利用者が多いという状況でございますので、そんなことで給水量も多いという状況です。

以上です。

○副委員長（金丸幸司君） ほかに質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○副委員長（金丸幸司君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで、市民活動支援課関係の質疑を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時12分

○副委員長（金丸幸司君） ここで、会議を再開いたします。

先ほど、市民窓口課長より、先ほどの横山議員の質問に対して回答がありますので、よろしく願いいたします。

小池課長。

○市民窓口課長（小池清美君） 先ほど失礼いたしました。

自動交付機とコンビニシステムのシステム改修の比較でございますけれども、これまでの自動交付機につきましては、用紙等の変更がなかったことからシステム改修しておりませんので、比較することができませんので、よろしくお願いいたします。

○副委員長（金丸幸司君） ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時13分

○副委員長（金丸幸司君） 会議を再開いたします。

続いて、教育総務課、図書館より、10款教育費、1項教育総務費及び6項社会教育費について、続けて説明をお願いいたします。

加藤教育総務課長。

○教育総務課長（加藤文雄君） よろしくお願いいたします。

教育総務課関係の補正予算につきましてご説明をいたします。

補正予算説明書の20ページ、21ページの中ほどとなります。

10款教育費、1項教育総務費、4目学校ネットワーク管理費1,028万円の減額は、6月補正予算で計上をお願いいたしました、教育情報系ネットワークの校務系と校務外部系との分離に係る経費の入札差金を減額するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○副委員長（金丸幸司君） 保坂図書館長。

○図書館長（保坂和也君） お疲れさまでございます。

図書館の補正予算について説明をさせていただきます。

補正予算説明書の22ページ、23ページ、上段のほうになりますが、お願いをいたします。

10款教育費、6項社会教育費、5目図書館費の財源更正がございます。

財源内訳の諸収入につきまして、12図書館資料購入事業に充てております山梨県市町村振興協会市町村交付金の確定に伴いまして、その他の財源を33万4,000円減額し、一般財源を同額増額とする財源更正を行うものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○副委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

質疑ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○副委員長（金丸幸司君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで、教育総務課、図書館関係の質疑を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時16分

○副委員長（金丸幸司君） それでは、会議を再開いたします。

続いて、学校教育課より、10款教育費、2項小学校費から5項幼稚園費まで、一括で説明をお願いいたします。

興石学校教育課長。

○学校教育課長（興石 信君） 大変お疲れさまです。よろしくをお願いいたします。

それでは、学校教育課に関係いたします補正の予算につきましてご説明申し上げます。

補正予算説明書の20ページ、21ページをお願いいたします。

10款教育費、2項小学校費、2目教育振興費、10双葉東小学校費5万円の増額補正をお願いするものです。

内容でございますが、普通学級の2クラス増に伴いまして、教室で使用するデジタルキーボードの不足分1台を購入するものです。

次に、3目学校保健費、01小学校保健衛生費20万3,000円の増額補正をお願いするものです。

内容でございますが、敷島小学校の普通学級の1クラス増に伴い、教室で使用する加湿器1台と、双葉東小学校の普通学級2クラス増に伴い、教室で使用する加湿器2台、児童の歯

ブラシを保管する紫外線保管庫及び歯ブラシスタンド1セットを購入するものです。

続きまして、4項学校給食費、1目給食センター費、03給食センター運営費261万5,000円の減額の補正をお願いするものです。

内容でございますが、敷島及び双葉学校給食センターでは、当初予算の編成時より児童・生徒数が少なくなったため、給食の食材料費の不要見込額等261万5,000円の減額の補正をお願いするものでございます。また、財源内訳の特定財源として、諸収入の小・中学校給食費現年度分の261万5,000円の減額となります。

続きまして、2目学校給食費、01学校給食費でございますが、286万円の減額の補正をお願いするものでございます。

内容でございますが、竜王地区の各小・中学校では、当初予算の編成時に比べ児童・生徒数が少なくなったことから、給食の食材料費の不要見込額等318万8,000円の減額と、竜王北小学校、敷島小学校におきまして、それぞれ1クラス増に伴いまして、箸籠等の消耗品と食器や食缶を運搬する運搬車1台、配膳台1台、32万8,000円の増額を合わせまして、286万円の減額の補正をお願いするものでございます。また、財源内訳の特定財源として、諸収入の小・中学校給食費現年度分318万8,000円の減額となります。

最後に、5項幼稚園費、1目幼稚園費、05幼稚園就園奨励費1,156万6,000円の減額の補正をするものです。

内容でございますが、令和元年10月から幼児教育無償化事業が始まり、幼稚園就園奨励費補助事業は9月までで廃止となりました。当初予算の編成時には無償化制度が確定をしていなかったため、10月以降分の不用額について減額の補正をするものでございます。

以上、学校教育課に関係します補正予算につきましてご説明を申し上げます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

○副委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

質疑ございますか。よろしいですか。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 今、学校、給食センター、給食の関係で、ちょっとこの今の時期だからお聞きしたいんですけども、今学校は休校になっている。その間、当然給食はないというところで、その業者等の、当然不測の事態なんで、当然理解もしていただくんですけども、

業者にとしては相当の影響があるわけだよね、基本的に。そういったところの対応とか何かというのは、市としてはどうしているか、ちょっとお聞きしたいんですけども。

○副委員長（金丸幸司君） 輿石課長。

○学校教育課長（輿石 信君） ご指摘のとおりでございますけれども、それにつきましては、ほかのコロナウイルスに関するほかの学校対応と含めまして、この後のその他の事項で取り上げて説明をいたしたいと思いますので、またその説明を受けて、また質問していただければと思います。よろしく願いいたします。

○副委員長（金丸幸司君） ほかに質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○副委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了します。

次に、傍聴議員の質疑を許します。

質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○副委員長（金丸幸司君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで、学校教育課関係の質疑を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前11時22分

再開 午前11時23分

○副委員長（金丸幸司君） それでは、会議を再開します。

続いて、企画財政課より、12款公債費、1項公債費及び13款諸支出金、1項基金費の所管分について説明をお願いします。

山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 洋君） 大変お疲れさまでございます。

それでは、企画財政課がお願いいたします歳出の補正予算につきましてご説明申し上げます。

補正予算説明書22、23ページをお願いいたします。

12款公債費、1項公債費、1目元金、01元金36万円の減額でございます。

内訳といたしまして、平成20年度に元利均等方式の20年償還で、10年後に利率を見直す条件で借入れいたしました市債について、利率見直しにより利率が下がったことに伴いまして、元金の増額分265万2,000円。あと、平成30年度分として、昨年5月に新規に借り入れた市債の借入条件の確定に伴う減額分の301万2,000円でございます。

2目利子、01利子835万5,000円の減額につきましては、利率見直しにより利率が下がったこと及び平成30年度分として新規に借り入れた市債の借入利率決定に伴うものでございます。

続きまして、13款諸支出金でございます。1項基金費、1目財政調整基金費、01財政調整基金積立7,130万5,000円の増額につきましては、今回の補正予算に伴い、歳入歳出の差引額7,076万4,000円、基金運用利子の利率の確定に伴う54万1,000円でございます。これによりまして、本年度末の財政調整基金の現在高につきましては、45億3,448万8,000円と見込まれ、平成30年度末の現在高と比較いたしますと、3億89万1,000円の増となる見込みでございます。

次に、2目減債基金費、01減債基金積立8,000円の増額につきましては、基金運用利子の利率の確定に伴うものでございます。

8目公共施設等整備基金費、01公共施設等整備基金積立2億37万4,000円につきましては、公共施設等総合管理計画に基づき、今後施設の改修等を進めていく財源とするため2億円の増額と、基金運用利子の利率の確定に伴う37万4,000円の増額によるものでございます。

9目土地開発基金費、1枚めくっていただきまして、24、25ページの01土地開発基金積立3万3,000円、13目まちづくり振興基金費、01まちづくり振興基金積立6万8,000円につきましては、それぞれ基金運用利子の利率確定に伴い増額するものでございます。

以上、歳出についてご説明申し上げました。よろしくご審議をお願いいたします。

○副委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

質疑ございますか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○副委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○副委員長（金丸幸司君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで、企画財政課関係の質疑を終了し、以上で歳出の質疑を終了します。

続いて、歳入について行います。

企画財政課より、11款地方交付税から22款市債まで、一括で説明をお願いいたします。

山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 洋君） 引き続き、よろしくお願いいたします。

それでは、このたびの一般会計補正予算3,962万4,000円につきまして、財源となります歳入予算についてご説明いたします。

各所管課から、それぞれ歳出に合わせまして歳入の説明もあったことと思いますので、一括して簡単に説明をさせていただきます。

予算説明書6、7ページをお願いいたします。

初めに、11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、1節地方交付税6億5,091万円の増額につきましては、地方交付税のうち、普通交付税の本年度交付決定額が52億5,091万円となりましたので、当初予算計上額46億円との差額を増額補正するものでございます。

次に、13款分担金及び負担金、1項負担金、5目農林水産業費負担金、1節農業費負担金551万2,000円の増額でございます。

内訳といたしまして、上堰頭首工本復旧事業費関係自治体負担金138万6,000円の増額につきましては、本復旧事業費の確定に伴う関係自治体からの負担金でございます。補助整備事業受益者負担金412万6,000円の増額につきましては、県営土地改良事業における双葉北部地区の圃場整備工事受益者負担金の額が確定したため、増額するものでございます。

次に、15款国庫支出金、1項国庫負担金、2目民生費国庫負担金、1節社会福祉負担金148万9,000円の減額につきましては、特別障害者手帳等給付費の決算見込みによる負担金の減額でございます。

2節児童福祉費負担金307万3,000円の減額につきましては、施設等利用給付事業の決算見込みによる交付金の減額でございます。

3節児童手当負担金1,620万6,000円の減額につきましては、児童手当の決算見込みによる国庫負担分の減額でございます。

次に、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金874万5,000円の増額でございます。

内訳といたしまして、社会保障・税番号制度システム整備費補助金123万1,000円につきましては、児童扶養手当システム改修、健康管理母子保健副本登録及び介護保険特定個人情報データ標準レイアウト改修分が交付され、いずれも総務費の業務系システム運営事業に充当するものでございます。個人番号カード交付事業費補助金646万9,000円につきましては、番号法マイナンバー制度に係る委託事務負担金の増額に伴い、国からの補助金が全額交付されるものでございます。システム改修事業補助金104万5,000円につきましては、介護保険ワンストップサービス実施分のシステム改修費が交付され、業務系システム運営事業に充当するものでございます。

次に、2目民生費国庫補助金、1節社会福祉補助金5,307万6,000円の減額でございます。

内訳といたしまして、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金71万5,000円の増額につきましては、進学準備給付金の創設に伴うマイナンバー情報連携システムの改修分の補助金が交付され、業務系システム運営事業に充当するものでございます。プレミアム付商品券事業費補助金2,922万5,000円の減額及びプレミアム付商品券事務費補助金2,456万6,000円の減額につきましては、商品券引換券の申請期間が12月で終了し、事業費及び非常勤職員報酬などおおむね確定したため、決算見込みによる事業費、事務費の減額に伴い、補助金をそれぞれ減額するものでございます。

次に、2節児童福祉費負担金987万2,000円の減額につきましては、6月補正において、歳入を国庫補助金で計上いたしましたが、間接補助金であることが判明したため、交付された補助金を国庫補助金から県補助金に財源更正するものでございます。

次に、7目土木費国庫補助金、1節土木費補助金478万7,000円の減額でございます。

内訳といたしまして、社会資本整備総合交付金605万7,000円の減額につきましては、木造住宅耐震診断等の決算見込みによる事業費の減額に伴い、補助金を減額するものでございます。防災安全社会資本整備交付金127万円の増額につきましては、国からの交付金が確定し増額となりましたので、道路新設改良事業へ充当するものでございます。

次に、9目教育費国庫補助金、3節幼稚園費補助金347万円の減額につきましては、令和元年10月からの幼児教育無償化事業が始まり、幼稚園就園奨励費補助事業は9月までで廃止となりましたので、事業費の減額に伴い、補助金を減額するものでございます。

次の、8、9ページをお願いいたします。

16款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金、1節社会福祉負担金887万6,000円の減額につきましては、決算見込みによる事業費の減額に伴う障害者自立支援医療費負担金

及び自立支援給付費負担金の減額であります。

2節児童福祉費負担金153万6,000円の減額につきましては、国庫負担金と同様に、施設等利用給付事業の決算見込みに伴い、県負担分を減額するものでございます。

3節児童手当負担金251万7,000円の減額につきましても、国庫負担金と同様に、児童手当の決算見込みに伴い、県負担分を減額するものでございます。

次に、2項県補助金、2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金1,150万円の減額につきましては、身体障害者医療費助成事業の決算見込みによる減額に伴い、重度心身障害者医療費助成事業費補助金を減額するものでございます。

次に、2節児童福祉費補助金1,397万円の増額でございます。

内訳といたしまして、こども医療費助成金の決算見込みによる増額に伴い、乳幼児医療費助成事業費補助金409万8,000円を増額するものでございます。子ども・子育て支援事業費補助金987万2,000円の増額につきましては、国庫補助金で説明いたしましたが、間接補助金であることが判明したため、国庫補助金から県補助金に財源更正するものでございます。

次に、5目農林水産業費県補助金、1目農業費補助金27万8,000円の増額につきましては、日本型直接支払事業において、補助整備の交付対象となる耕作地の面積が追加され、増額となったことに伴い、県補助金を増額するものでございます。

次に、7目土木費県補助金、1節土木費補助金422万3,000円の減額につきましては、国庫補助金と同様に、木造住宅耐震診断等の決算見込みによる事業費の減額に伴い、補助金を減額するものでございます。

次に、17款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金、1節利子及び配当金105万6,000円の増額につきましては、説明欄9ページ、1枚めくっていただきまして11ページにございます、各種基金運用利子の利率確定に伴う運用益の補正でございます。

次に、18款寄附金、1項寄附金、3目民生費寄附金、1節社会福祉費寄附金500万円の増額につきましては、下今井の故人の遺族から、福祉関係の社会的弱者のために活用していただきたいと申し入れがあったことに伴い、増額するものでございます。

次に、19款繰入金、1項基金繰入金、12目地域振興基金繰入金、1節地域振興基金繰入金145万円の増額につきましては、競輪場外車券売場地元対策費等の平成30年度積立金の積み残し分を、こども医療費助成事業に充当するため、地域振興基金から繰り入れるものでございます。

次に、13目環境保全基金繰入金、1節環境保全基金繰入金2,000円の増額につきましては、

基金利子積立分を環境保全基金へ繰り入れ、バイオマス活用推進事業へ充当するものでございます。

次に、2項特別会計繰入金、10目介護サービス特別会計繰入金、1節介護サービス特別会計繰入金26万3,000円の増額につきましては、介護サービス特別会計への繰出金について、平成30年度決算による精算分を一般会計へ繰り入れるものでございます。

次に、21款諸収入、5項雑入、1目雑入、1節総務費雑入33万4,000円の減額につきましては、財団法人山梨県市町村振興協会市町村交付金の交付決定に伴い、減額するものでございます。

なお、この交付金につきましては、教育費の図書館資料購入事業の財源としておりますので、今回の減額に伴い財源更正をしております。

次に、2節民生費雑入1億1,690万円の減額につきましては、プレミアム付商品券事業がおおむね確定し、決算見込みによる減額に伴い、プレミアム付商品券代金を減額するものでございます。

次に、9節教育費雑入580万3,000円の減額につきましては、小・中学校給食費の決算見込みに伴いまして減額するものでございます。

次に、22款市債、1項市債、1目総務債、2節臨時財政対策債4億円の減額につきましては、当初予算において10億円を計上しておりましたが、借入額を4億円減額し、6億円とするものでございます。

次に、12目合併特例債、1節合併特例債390万円の減額につきましては、今回の補正予算の中で事業費が変更となりました県営土地改良事業の双葉北部地区圃場整備費の減額によるものでございます。

29ページをお願いいたします。

地方債現在高の見込みに関する調書につきまして説明をいたします。

表の一番下の行が合計でございまして、中ほどの起債見込額の列にございますとおり、今回の補正で4億390万円を減額いたしますと、本年度の起債の発行見込額は21億6,150万円となり、一番右の列にございますとおり、令和元年度末の現在高は233億15万4,000円となる見込みでございます。

以上であります。よろしくご審議をお願いいたします。

○副委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

質疑ございますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 11ページの下の方のプレミアム商品券、大分減額なんですけど、当初の予想と比べてどうなんですか。

○副委員長（金丸幸司君） 山田課長。

○企画財政課長（山田 洋君） 12月27日現在でございますけれども、33.95%の販売率となっております。

以上であります。

○副委員長（金丸幸司君） ほかに質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○副委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○副委員長（金丸幸司君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで、歳入の質疑を終了し、議案第9号の質疑を終わります。

これより、議案第9号 令和元年度甲斐市一般会計補正予算（第7号）について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（金丸幸司君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終了します。

これより、議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（金丸幸司君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第9号を終わります。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前 11 時 45 分

再開 午前 11 時 46 分

○副委員長（金丸幸司君） それでは、会議を再開します。

続いて、議案第13号 令和元年度甲斐市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

歳入歳出一括で、当局より説明をお願いいたします。

小林市民活動支援課長。

○市民活動支援課長（小林一三君） 引き続き、よろしくをお願いいたします。

それでは、市民活動支援課から、住宅新築資金等貸付事業特別会計の補正予算について説明をさせていただきます。

補正予算説明書の74ページ、75ページをお願いいたします。

まず、歳入からご説明させていただきます。

2款繰越金、1項繰越金につきましては、前年度からの繰越金19万6,000円を増額補正するものでございます。

次に、3款諸収入、1項貸付金元利収入につきましては、住宅新築資金と宅地取得資金を合わせまして、当初92万8,000円を予算計上しておりましたが、繰越金額及び償還金の額によりまして、19万6,000円の減額をさせていただくものでございます。

続きまして、76ページ、77ページをお願いいたします。

歳出について説明させていただきます。

1款事務費、1項事務費、2款公債費、1項公債費のいずれにつきましても、財源の更正でございます。貸付金元利収入の減額に伴いまして、前年度からの繰越金を充当するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○副委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○副委員長（金丸幸司君） よろしいですか。

なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で議案第13号の質疑を終わります。

これより、議案第13号 令和元年度甲斐市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（金丸幸司君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終了します。

これより、議案第13号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（金丸幸司君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第13号を終わります。

以上をもちまして、本委員会に付託された議案審査は全て終了しました。

慎重審議、大変ご苦労さまでした。

ここで、職員入替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時49分

再開 午前11時51分

○副委員長（金丸幸司君） それでは、会議を再開いたします。

ここで報告いたします。

松井委員は早退の旨の申出がありましたので、報告させていただきます。

それでは、最後に、その他を行います。

初めに、学校教育課から報告がありますので、説明をお願いいたします。

興石学校教育課長。

○学校教育課長（興石 信君） それでは、よろしくお願いいたします。

学校教育課から、新型コロナウイルスに係る市内小・中学校の対応につきまして、今週3月2日の全員協議会以後の、現時点での進展状況について説明をさせていただきます。

報告内容は3点あります。1点目、卒業式、修了式について。2点目が小学校での受入れについて。3点目が給食食材の無償の提供についてとなります。

それでは、1点目の卒業式、修了式について報告をさせていただきます。

卒業式、修了式とも、実施をすることとなりました。卒業式につきましては、中学校5校が3月11日水曜日、小学校11校が3月19日で、当初予定された日での実施となります。出席者は、卒業生と、その保護者2名以内。教職員としまして、来賓と在校生は参加しない形で人数を制限しまして、内容についても時間短縮を図り、またマスクの着用、入り口でのアルコール消毒、換気等、感染防止の対策を取る中での実施とさせていただきました。

修了式につきましては、当初の予定を1日延ばし、小・中16校全てが3月26日木曜日の午前中に、離任式と併せる形で実施となりました。こちらも、時間短縮を図る中での実施となります。よろしくお願いいたします。

続きまして、2点目の小学校での児童の受入れについて報告をさせていただきます。

本市では、臨時休業期間中となる3月4日水曜日から25日水曜日の14日間、小学校1年生から6年生を対象に、子供への対応が難しい家庭や放課後児童クラブへ登録してある家庭につきましては、申請をいただく中で、原則的には午前8時から午後4時まで在籍する学校で受入れを行うこととしました。受入れの人数ですが、11校全てで548人となっております。全児童の13.5%が利用する状況となっております。

また、臨時休業期間中であるため、授業を進めることができないことから、家庭学習の課題を持ち込んだり、図書室での読書、軽い運動、パソコン室の利用など、各校が活動を工夫して取り組んでいるところです。現在のところ3日目を迎えますが、大きな混乱もなく過ごしているところです。

最後に、学校給食食材の無償提供についてです。

本市では、臨時休業に伴いまして、3月4日水曜日から給食の提供がなくなっております。

既に3月分の食材の発注後であったため、発注取消しができなかったものは買い取る形となりました。その中には、消費期限が短く保存が難しいものもありますが、そうしたものにつきましては、食品ロスを減らす観点から、処分に回す前に市内の保育園、保育施設等への無償提供をすることといたしました。

対象は、公立・私立を問わず、市内の認可保育園施設24園を対象とし、期間は3月9日月曜日から18日水曜日までの8日間となります。

提供の方法についてですが、食材を希望する園が直接学校に受け取りに行く形となっております。希望のなかった食材につきましては、バイオマスのセンターを利用し、液肥として再利用していく予定です。また、容器等につきましては、一般ごみとして決められた方法にのっとりまして、処分をする予定となっております。

以上、学校教育課からの報告事項となります。よろしく願いをいたします。

以上で説明を終わります。

○副委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

質疑ございますか。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 今の、さっきもちょっと言った、給食のとか、ある程度契約しているから買い取るということで、その対応をするということであれなんですけれども、基本的に、あと、あそこで働いている非常勤の職員とか、給食センターで、そういう、あと、ここはちょっとあれかな、スクールバスなんか担当じゃないから、ちょっと分からんけれども、そういう非常勤職員の対応等は、どういう対応をしたんですか、今回は。

○副委員長（金丸幸司君） 興石課長。

○学校教育課長（興石 信君） 給食関係等の非常勤職員につきましては、通常の形で勤務をしていただきまして、給食室の清掃等、年度末いろいろ仕事がありますので、それをやっていく形で、通常の勤務という形でお願いをしているところです。

○副委員長（金丸幸司君） ほかに質疑ございますか。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） ありがとうございます。当然、やっぱり働いている人たちも、ある程度自分たちの生活がかかって、ある程度それをあてにしているというか、収入をあてにしている、こういった急遽こんな問題が起きて、基本的には国のほうで、国のほうで、安倍総理

が全面的にいろいろなものを国でも見るというような話が出ただけけれども、まだ具体的にこの地方に対しては、国のほうからそういった対応等が何か来て、連絡等今のところはそういったものは来ていないんですか。

○副委員長（金丸幸司君） 興石課長。

○学校教育課長（興石 信君） 具体的な国の、そういった施策とか支援の対応については、現在のところ、まだ届いていないというような状況になっております。

以上です。

○副委員長（金丸幸司君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） あと、もう一点。今、どうしても家庭の事情で、学校で548人かな、13.5%の子供たちが、預かっているというか来ているということで、そういう子供たちはお弁当か何か持ってきている。その対応というか、どうなっているのか。

○副委員長（金丸幸司君） 興石課長。

○学校教育課長（興石 信君） 先ほど説明申し上げたとおり、4日から学校給食が停止となっておりますので、原則的に学校で預かるお子さんにつきましては、家庭のほうでお弁当、水筒に飲物を入れて持たせてくださいということで、お願いをしてあるところです。

○副委員長（金丸幸司君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） あと、子供たちの対応。今、子供たちは家で遊んだり、独自で学習しているという話なんだけれども、これは先生たち一切立ち会わなくて、子供たちはある程度教室でフリーにやっているのか。それか、そうじゃなくて、やっぱりある程度監視をした中でやっているのか、それはどういう対応になっているんですか。

○副委員長（金丸幸司君） 興石課長。

○学校教育課長（興石 信君） 学校現場のほうでは、受入れに当たりまして、短い時間の中、本当に苦勞していただいて、結果的には何名の受入れって人数が決まったところで、そのグループ割りも考えまして、通常授業はできないんですが、通常の学校で過ごすような形で、1時間目は、例えば学習課題を行うとか、2時間目は、今度は場所を移して図書室で読書を行うというような形で、授業はできませんが、通常の学校で過ごす同じような形で時間を割りまして、グループを割りまして、活動ができるように整えているところです。

○副委員長（金丸幸司君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） ありがとうございます。ぜひ、問題がないように、事故があっては当然困るんで、それは十分気をつけていただいて、対応してもらえばありがたいと思います。

よろしく申し上げます。これは要望です。

○副委員長（金丸幸司君） ほかに質疑ございますか。

有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） 今の、小学校の児童の受入れ548人、11校でということなんだけれども、このいろいろな事情で受け入れざるを得ない部分があって、それが非常に大変だと思うけれども、ぜひ感染とか健康の管理だけはしっかりやっていって、大変でしょうけれども、しっかりやっていただきたいと思います。その辺はどうですか。

○副委員長（金丸幸司君） 興石課長。

○学校教育課長（興石 信君） あらかじめ、受入れに当たりましては、市の教育委員会から各学校に対しまして、受け入れるお子さんの健康の管理、あるいは家庭で過ごすお子さんについても健康の管理を徹底しております。学校によっては、そういった検温するような一覧表を日ごとに作りまして、それを家庭に配布をして、家庭で毎日検温をしていただくとか、またこれも学校によっては、受け入れるお子さんについては、玄関で朝迎えるんですが、そのときでも必ず体温計を持って、検温をさせて、37.5度以上の子については家へ帰ってもらう形、医療機関を受診して勧める形で、そこら辺は非常に学校も丁寧に、慎重に対応をしているところです。

以上です。

○副委員長（金丸幸司君） ほかに質疑ございますか。

[発言する者なし]

○副委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑ございますか。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 給食の関係で、自校方式で民間委託にしている部分があると思うんですけども、その辺のところの民間に対する対応というのは、どんな具合になっているんですか。

○副委員長（金丸幸司君） 興石課長。

○学校教育課長（興石 信君） 委託の調理業務を行っている学校につきましては、その学校を勤務したときの業務の内容に応じまして、業務が必要な日については勤務をしていただいて、業務の必要ない日については勤務しないという形で、勤務しなかった日につきましては、

委託の契約の金額から減じてというような形で対応をしているところのようです。

○副委員長（金丸幸司君） ほかに質疑。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） ということは、自校方式になっても、センター方式とは違って、一応民間が採用したりする人がいるじゃないですか。そういう人たちは、こっちと、センターと同じような措置を取ってもらうということかな。

それに関連することなんだけれども、あともう一点は、材料なんかの、センター方式では保育園無償で提供なんだけれども、当然業者としても、そういった材料の前の準備とか、そういうのがあるわけじゃないですか。そういうところの補償というか、そういうようなことも仲立でやっていくのかという、その辺のところはどうなんですか。

○副委員長（金丸幸司君） 興石課長。

○学校教育課長（興石 信君） すみません、時間かかりまして。

まず、委託の調理場の調理員ですけれども、学校の状況に応じて、勤務する日と勤務しない日をまず作っているようです。勤務しない日につきましては、委託の調理員につきましては、委託先の別の老人の施設とか、そちらのほうへ回って調理業務を行っているということのようです。

あと、食材につきましては、業者の関係ですけれども、大きな業者が幾つかありまして、その業者につきましては、業者の要望に従って、既に発注済みのものについては、全てこちらが買い取る形で進めているところです。

以上です。

○副委員長（金丸幸司君） ほかに。

横山議員。

○議員（横山洋介君） 今の内藤議員の一番最後のほうに関連するんですけれども、業者もあれば、ちょっと担当課も超えちゃうんで、要望分の部分もあるんですけれども、例えば地元の農家さんとか、今日の新聞かな、牛乳ですよ、そういう酪農さんとか、そういったフォローというのもしっかり考えなきゃいけないんですけれども、そういったことが今どういふふうに取りまとめられているか、そこをちょっとお聞きしたいです。

○副委員長（金丸幸司君） 興石課長。

○学校教育課長（興石 信君） 学校教育課の立場としてのお答えになると思いますが、学校教育課としますと、給食の食材のロスとか、そういうところをなくすという観点から、発注

が取りやめにできるものは取りやめをしておりますので、今出た、確かに牛乳なんかは今回取りやめをさせていただいて、ちょっと業者にはご負担をかけているというような実情はあります。

以上です。

○副委員長（金丸幸司君） 横山議員。

○議員（横山洋介君） その先の、酪農業さんとか、今回地元の農家さんとかもいらっしゃると思うので、それは多分、部も超えての話になると思うので、これ県も関わってくるし、国も関わってくることなんで、またその動向を見ながらお願いしたいというのと、もう一つは、貧困の家庭だったりとか、低所得の家庭のお子さんたち、そこのフォローをどういうふうにされているかというのをお聞きしたいです。

○副委員長（金丸幸司君） 興石課長。

○学校教育課長（興石 信君） その部分につきましては、今回その余った食材につきましては、教育委員会のほうの決定としまして、今回につきましては、市内の公立・私立問わず24園に提供をするというような形で決めさせていただきましたので、今ご指摘のあった、そういった貧困家庭への提供ということは、今回については実施しておりません。

以上です。

○副委員長（金丸幸司君） 保坂議員。

○議員（保坂芳子君） 子供の受入れについてなんですけれども、自治体によっては、小学校3年生までというふうにしてやっているところもあると思うんです。これは、あれですよ、中学生は受入れないんですよ。ちょっと、そのところをちょっと聞きたいんですけれども。

○副委員長（金丸幸司君） 興石課長。

○学校教育課長（興石 信君） そうですね。中学生のほうは、今回受入れの対象外ということで、どうしても臨時休業の本来の措置の意味みたいなものと、あと学校の受入れ体制ということを考えたときに、当然中学生でも心配なお子さん、保護者、持っている方いると思うんですが、今回はそういった状況の中で、受入れ体制、休業の趣旨を考えまして、小学校1年生から6年生という窓口で、今回限定させていただく形になりました。

以上です。

○副委員長（金丸幸司君） よろしいですか。

長谷部議員。

○議員（長谷部 集君） すみません、さっきの残った食材ですけれども、保育園等に出して、後にさらに残ったもの話ですけれども、バイオマスのほうの液肥なんていう話がありましたけれども、そこまで行く前の段階でも、まだ使えるものとかがあるとすれば、さっき貧困の問題出ましたけれども、フードバンクみたいなものっていうのは、検討には上がらなかったんですか。

○副委員長（金丸幸司君） 興石課長。

○学校教育課長（興石 信君） まず、今回保育園へ提供させていただく食材は、非常に日持ちが悪い物、当日あるいは翌日ぐらいのスパンで処理をしなければいけないものが対象になりますので、そういったものはフードバンクに回すということはちょっとできないというようなことが、一つ方法としてあります。

その前の段階では、受け取らなきゃいけない買取りの部分につきましては、なるべく金額の損失を防ぐということで、調味料とか保存が利くものについては4月以降に回して、本来の趣旨である学校給食に提供していくということの中で、そこで線引きをさせてもらっていますので、保育園の受け取りがなくても、さらにちょっとフードバンクということは、ちょっとなかなかできない、そういったような状況になっております。

以上です。

○副委員長（金丸幸司君） ほかに質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○副委員長（金丸幸司君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で学校教育課からの報告を終了いたします。

次に、委員より、その他何かありますか。

〔発言する者なし〕

○副委員長（金丸幸司君） 次に、事務局より。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（金丸幸司君） 他になければ、その他を終了いたします。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これもちまして、総務教育常任委員会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 零時09分